

Title	イギリス東インド会社と経営代行制度の前期的形態
Sub Title	East India Company and the Earlier Form of Managing Agency System
Author	小竹, 豊治(Kotake, Toyoji)
Publisher	
Publication year	1961
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.4, No.2 (1961. 6) ,p.20- 35
JaLC DOI	
Abstract	The Managing Agency, a traditional system in India, is now under way of transformation caused by the enforcement of the Company Act amended of 1956 and of 1960, the purposes of which lie in reforms of the colonial managing system of enterprises. The intended reforms would bring in changes of considerable, if not decisive, degree upon the old system. The origin of the Managing Agency System can be traced to the fact that the British colonial merchants, called the "new" agency houses in 1833 and the subsequent years, played parts in business management for the interest of mother-country industrialists who were mostly absent from India. The new agency houses rose on the ruins of the "old" agency houses which closed their doors during the commercial crisis of 1829-1833. The old agency houses were established by the ex-servants of East india Company who had been acting as traders, bankers, manu facturers, merchants, agents, etc. These agency houses represented the earlier form of the Managing Agency and, it is thought, came into existence during the "Olive-Hastings" period which commenced with the acquisition of "Dewanee" in Bengal, Bihar and Orissa by East India Company in 1765. In economic functions, they were colonial merchant bankers who were inclose connections, commercially, and financially, with their agents, international merchant bankers in England. It is a fact to be ke ot in mind that their activities accelerated the English Industrial Revolution through commercial and remittance trades between England and India.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19610630-04044636">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19610630-04044636</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## イギリス東インド会社と経営代行制度の前期的形態

小竹 豊 治

## (1) 現在の経営代行制度

インドは典型的に多様性の国である。大陸的な自然的条件ばかりでなく、人種、言語、宗教、文化もさまざまである。また過去がすべて現在に流れこんでいるかのように、社会的経済的条件においても、古代的、奴隸的、封建的、植民地的なものが、強弱の度合を異にしながら、さまざまの濃淡で、独立インドの資本主義的経済要因と絡み合っている。こういう複雑な諸関係を基盤として、インドにおける国家資本、民族資本、外国資本の諸活動は、ネールの指向する社会主義型社会 (socialistic pattern of society) の前途に複雑な影響を与えている。

この多様性に富んだインドが一九四七年に独立して、長期的な経済発展の諸政策を進めようとしたとき、パキスタンの分離に伴う重要経済問題の他に、およそ三つの大きな課題に直面した。すなわち土地制度改革問題、経営代行制度改廃問題、工業化促進問題である。

土地問題は、期待されたほど顕著な改革が行なわれていない。実質的に、植民地時代と同じく、村落共同体的遺制や前期的土地所有遺制が農業生産力と国内購買力の発展を妨げている。政府の推進している農業協同組合運動は、結局は遺制的な土地所有制度に制約され、その発展の限界を狭げざるを得ない現状である。次に工業化促進問題は国内開発の五ヵ年計画となって結実した。すでに一九五一年四月からの第一次五ヵ年計画と一九五六年四月からの第二次五ヵ年計画とを終え、本年四月一日からは第三次五ヵ年計画の段階に入っている。これは社会主義型社会の経済的裏づけをなすものである。だが三次にわたる五ヵ年計画は、すべて当初から計画収支の赤字を多額に予定したのである。この赤字を今までアメリカ、イギリスその他の西歐圏諸国とソ連からの経済援助や外資導入によって埋めきたし、今後もまた埋めようとしている。かような海外からの支援がなければ五ヵ年計画が予定どおり遂行できず、五ヵ年計画が完遂されなければ、経済発展の目標を達成できないというこの経済的条

件が、インドの中立交政政策を動かす物的基礎となっている。

経営代行制度は、一九五六年の改正会社法によって大改革され、さらに一九六〇年二月の改正会社法によって今や変革の過程にある。この経営代行制度 (Managing Agency System) は、植民地的経済遺制の最も特徴的なものの一つである。これは独立前も、独立後も、インド経済構造の支配的中枢である。<sup>(註一)</sup> この制度は、経営代理人 (Managing Agent) または経営代行業者 (Managing Agency) もしくは経営代行商社 (Managing Agency House or Firm) が、経営代行契約を結んだ事業会社のために、この会社の役員または支配人となって、会社の経営を代行し、それを支配するインド特有の企業経営制度である。経営代行商社は、株式会社の設立発起を行なって、その経営を代行する。さらに被経営代行会社のために発行証券の引受をなし、公衆の預金を受入れ、これを巨額の自己資金と合わせて右会社に長期および短期の貸付を行ない、その会社が銀行から借入れする場合には保証人となる。経営を代行する代償としては、会社の生産、仕入、販売、融資、企業利益金その他等から諸種の形態の報酬をとって、被経営代行会社を支配している。<sup>(註二)</sup> 経営代行商社の性格は、兼業的、商業資本的、寄生的、封鎖的、専制的である。経営代行商社には、インド系の経営代行商社とイギリス系の経営代行商社の別がある。前者の多くは後者を範として、一八五〇年代末から一九一〇年代にかけて起った。経営代行商社の組織は、個人、組合組織 (partnership)、公開会社 (public company)

イギリス東インド会社と経営代行制度の前期的形態

および非公開会社 (private company) に分れている。経営代行商社の役員には縁故者が多く、排他的で、世襲的の例が多い。とくにイギリス系経営代行商社の役員には、インドに居住して業務を執行する重役とイギリスに常任する不在重役とがある。かれらは、被代行会社の株式を比較的大量に所有し、いくつもの会社重役を兼任して企業を支配している。ことにイギリス系経営代行商社は、イギリスで設立されてインドで営業しているポンド資本の会社はもちろんのこと、インドで設立されたルピー資本の有力会社の多くを支配圏内におさめている。<sup>(註三)</sup>

経営代行制度の弊害は一九一〇年代から指摘されていた。とくに一九三六年改正会社法以後は賛否の論議がはげしくなった。反対者は、経営代行商社が被代行会社に寄生して、企業活動のあらゆる部面から利潤を収奪するために、近代的な株式会社企業の発達を妨げ、工業化による経済発展を阻止し、少数者の独占的支配を助成することを非難した。また弁護する者は、インドにおける工業化の発達には、経営代行商社が被代行会社に対して資本を供給し、技術を導入したことによるところが多いと主張した。

しかし経営代行制度は、一九五六年の改正会社法によって画期的な改革をみるに至った。同法によれば、(1)同年四月一日の法律実施当日現在の既存の経営代行商社は、一九六〇年八月二十五日に存続期限が切れ、政府の承認を経てのみ存続することができる。ただし同日以後は、何人も同時に一〇会社以上の経営代理人になれない。(2)

またこの代行人の任期は、会社設立以来はじめて経営代行人を任命するときは一五年、その他の場合の再任命または任命は一〇年を超えてはならない。(3)さらに同改正法は、特定産業部門における経営代行商社の禁止、(4)株主総会で決定した経営代行人の任命または再任命に対する中央政府による承認、(5)不適正な経営代行人の任命または再任命や不公正かつ非合理的な経営代行契約の中央政府による承認拒否、(6)報酬額の支出基準である純利益の算定方法と最高および最低報酬額、取締役会による経営代行人の監督その他を規定した。

ところが一九六〇年一月二八日実施の一九六〇年改正会社法は、経営代行制度の改革をさらに一歩進めた。すなわち同改正法によれば、(1)会社の経営者 (managerial personnel) は将来において、秘書・財務役 (secretary and treasurer)、経営代行人、専務取締役 (managing director) または支配人 (manager) の一種以上を同時に兼任してはならない。(2)また一九五六年四月一日現在の既存会社で、この会社法改正後、公開会社またはその子会社が初めて支配人や専務取締役を任命または再任命する場合は、中央政府の承認をうけねばならない。さらに将来において、公開会社または非公開会社の二会社以上の支配人は、中央政府がとくに認めないかぎりその兼任を許されないし、専務取締役を兼任する者の会社の一つが公開会社の場合には、専務取締役は改正会社法実施後、一ヵ年以内に二つを超えるその役職を辞任しなければならない。(3)将来

において、経営代行人は、経営代行会社が公開会社の場合にはその株式の二〇%を所有する者、非公開会社の場合にはそれを五%所有する者とみなされ、経営代行会社と関係ある者は、直ちにその地位を検討し、一〇会社以上の経営代行人の兼任禁止規定にふれないことを保証すべきである。(4)つぎに経営代行人の役職の譲渡は、どんな形態であっても、被代行会社の場合も同じく、中央政府の承認を要し、法人である経営代行人が他の法人の子会社であれば、その持株会社の定款の変更も中央政府の承認を必要とし、これがなければ経営代行業者は廃業となる。(5)ある会社と経営代行人またはその協力者との役務提供の契約は、会社の特別決議と中央政府の承認を経なければ、将来無効である。(6)最後に経営者報酬の支払のための純益計算に際しては前、会計年度の損失を控除すべきこと。最低経営報酬額の支払は中央政府の承認を要すること。非常勤取締役 (not-whole time director) または専務取締役の給与は、これを廃止するか手数料制に代えること。専務取締役または常勤取締役 (whole time director) の報酬総額は、その限度超過を中央政府が承認しない限り、会社純益の五%以内に制限すべきこと。将来において、経営代行人の報酬額中に、経営代行商社の出資社員 (partner) または経営代行会社の取締役もしくは経営代行人として行動する非公開会社の構成員に対する支払報酬額を含めるべきこと等が規定された。(註五)

上述の一九六〇年改正会社法は、一九五六年改正法による経営代行商社に対する厳重な制限につづいて、専務取締役または支配人に

対する規制が中心になっている。一九六〇年法によれば、経営代行者は今後、秘書・財務役、経営代行人、専務取締役または支配人のいずれかを選択しなければならない。それで経営代行者としては、被経営代行人会社に経営代行人を派遣することもできる。また「秘書・財務役」は改正法によれば、経営代行人でない商社または会社であるから、経営代行者者は、こういう「秘書・財務役」の名称または組織に改め、これに所属する個人を従来の被経営代行人会社に派遣して秘書・財務役を勤めさせることもできよう。前述のように、経営代行人は一〇社以上の兼務ができず、一九六〇年八月十五日以降、最低一〇年の存続期限しかない。ところが秘書・財務役にはこの制限がない。このように秘書・財務役は取締役の指示を受け、また報酬を比較的に規制されている点を除けば、改正法による経営代行人ほどの制限を課されていない。したがって秘書・財務役制度は、経営代行制度を急激に「専務取締役または支配人」制度へ移行せしめると、はげしい影響を生ずるおそれがあるので、これを緩和するための過渡的形態として設けられたことがわかる。つまり改正法は、経営代行人を近代的株式会社企業の経営者形態である「専務取締役または支配人」に移行させることを狙っている。だが改正法では、専務取締役の二社を超える兼任を厳禁し、支配人の二社以上の兼任をきびしく規制している。この結果、経営代行者者は、融資、技術、株式保有を通じて、実質的に傘下の系列会社を支配するためには、実質的には持株会社のまたは総本社の形態で、これ

イギリス東インド会社と経営代行制度の前期的形態

ら被支配会社に多数の役員を派遣することにならざるを得ない。今まで幾多の会社経営を代行してきた大経営代行者としては、従来の会社数を実質的に支配するために、専務取締役や支配人の派遣人員の所要数を補充し、あるいはこれを養成しなければならない。

要するに、二つの改正会社法による経営代行制度の改革は、たしかに旧来の寄生的な植民地的企業経営制度から脱皮しようとするものである。このことは、イギリスの独占的支配下の植民地的隷属を脱却して、独立したからこそ行ない得たのである。改正法は、経営代行者が被支配企業に寄生してきた莫大な利潤の取得を抑制し、また多数の会社役員による人的支配を制限しようとしている。これによって、企業自体の資本蓄積の促進と、より合理的な利潤分配の実現とが期待されている。だが経営代行人は制限された条件の下ではあるが、その存続を約束されている。さらに経営代行者は、秘書・財務役という過渡的形態あるいは専務取締役または支配人という近代的経営者形態をとるにしろ、それが有する貨幣資本所有、株式所有、経営技術、役員派遣という旧来からの企業支配の実質的基礎はいささかの变化もない。この点からみれば、民間企業部門を基盤とする経営代行者の支配的影響力は、どんな経営者形態をとったとしても、従来と同じように大きいのである。ところが、こういう影響力を有する経営代行者中のインド民族資本とイギリス資本は、現在では、第二次大戦後著しく進出しているアメリカ資本と提携または競争の動的関係にある。このような動的三角関係は、五カ年計画

における公共企業部門と民間企業部門の發展程度およびその計画赤字の補填如何を通じて変化するのである。この変化する動的三角関係は、今後のインド政治經濟の推移を決する要因の一つである。

今日の經營代行業者あるいは經營代行制度の改革は、右のような經濟的背景で行なわれている。したがって經營代行業者またはその近代的經營者形態への転化は、それがこれからのインド經濟構造に占める經濟的重要性から考えて、深く注目するに値いしよう。かような現代的視角を重視すれば、經營代行制度の性格を一層明らかにするためにも、歴史的考察が必要となる。この意味で以下において、イギリス東インド会社のインド進出と形影をともにして発生した經營代行商社の前期的形態を述べることとする。

(註一) 經營代行制度の研究には、戦前の刊行物として、*Industrial Organization in India*, P. S. Lokanathan, London, 1935 が問題提起の書物として有名である。なお筆者稿の「インドの經營代行制度と英国金融資本」(新田細田、昭和十七年八月号、第四卷第八号、南滿州鐵道株式會社東亜經濟調査局刊を参照 戦後の研究としては “Managing Agency System,” by S. K. Basu, Calcutta, 1958; “Managing Agency System,” by National Council of Applied Economic Research, Bombay, 1959; “Managing Agencies in India, Comprehensive and Statistical Edition (First Round: Basic Facts),” by Raj K. Nigam, issued by Reseach

& Statistical Division, Department of Company Law Administration, Ministry of Commerce & Industry, Government of India, 1957 が基本的資料である。邦文では、現地調査と国内調査の成果たる「インドの經營代理制度」、昭和三五年アジア研究所刊が有益であり、巻末に解説付の参考文献がある。

(註二) カルカッタ大学商学部長で經濟学部工業金融論を担当するパス教授は、「經營代行制度は、尨大な集団をなす雑多な、関連のない諸企業—鉱山會社、栽培企業、紡績會社、公益事業會社、船舶會社、販売代理業社および投資信託—の発起、金融および經營が、単一の商社 (a single firm) によって支配される工業組織の制度的發展と定義することができる」と述べている。同教授のこの定義は、經營代行商社が、貸付資本、証券取引資本、産業資本、商業資本の諸機能を一身において融合していることを端的に表現している。Managing Agency System, in Prospect and Retrospect, by S. K. Basu, 1958. pp. 4-5.

(註三) インドにおける最大の經營代行商社たるイギリス系のメンバー・ユール商會 (Andrew Yule & Co. Ltd.) は、經營代行制度研究の開拓者たるロカナタン博士によれば、イギリスの旧來からのマーチャント・バンカーとして、手形引受業者、發行業者、個人銀行を兼ねる國際的金融業者のモルガン・グレンフェル商會 (Morgan, Grenfell & Co.) を支配せしめた。(Industrial

Organization in India, by P. S. Lokanathan, 1935, p. 115)

つまり同商会は、インドにおける諸資本の融合者たるアングロ・ユール商會を支配することによって、イギリス・インド的 (Anglo-Indian) 金融資本たることを示している。

(註四) 改正会社法の規定によれば、つぎのように定義している。秘書・財務役は、「取締役会の監督、統制、指示にしたがい、会社業務の全部またはおよそ全部の経営を行なう、経営代理人でない商社または法人 (body corporate) をいい、同じ地位を占める商社または法人は、その名称の如何を問わず、その職務について会社との契約の有無にかかわらず、すべてこれを含むものとす」。経営代理人は、「本法の条項にしたがい、会社との契約によって、またはその基本定款もしくは附属定款によって、会社業務の全部またはおよそ全部を経営する資格を有する個人、商社または法人をいい、経営代理人の地位を占める個人、商社または法人は、その名称の如何を問わず、すべてこれを含むものとす」。専務取締役は、「会社との契約または株主總會もしくは取締役会の可決した決議によって、またはその基本定款もしくは附属定款によって、その者によらねば行使できない経営権のすべての委託を受ける取締役をいい、専務取締役の地位を占める取締役は、その名称の如何を問わず、これを含むものとす」。支配人は、「取締役会の監督、統制、指示にしたがい、会社業務の全部またはおよそ全部を経営する (経営代理人でない) 個人をいい、支配人の地位

イギリス東インド会社と経営代行制度の前期的形態

を占める取締役またはその他の人のすべては、その名称の如何を問わず、かつ役務契約によると否とにかかわらず、これを含むものとす」。

(註五) Press Note issued by the Department of Company Law Administration.

## (2) 東インド会社と代理商社

いわゆるイギリス東インド会社は、一六〇〇年二月三日にエリザベス女王の特許状によって「東インド貿易ロンドン商人の総裁および会社」(The Governor and Company of Merchants of London Trading into the East Indies) の名称を冠して個別航海企業 (separate voyage) を営む貿易商業機関として発足した。その後、一八五七年七月の全インド的な反植民地抵抗戦たるセポイの反乱 (Munity of Sepoy) の失敗と同年九月のムガル帝国の滅亡を経て、翌一八五八年の東インド会社の解散およびイギリス国王のインド直接統治の開始にいたるまでの東インド会社の歴史は、イギリス本国の独占的商業資本の生成、発展、没落を示すとともに、<sup>(註一)</sup> 反商業独占的な産業資本の勃興、確立の史的発展を反映するものである。その間、東インド会社は、七年戦争 (1756-63) でイギリス本国がフランスを破って海上覇権を確立するまでの約一五〇年のあいだ、東インド貿易の独占権を確保するために、ポルトガル、スペイン、オランダ、フランスとはげしく争った。

東インド会社自体の会社形態も、一六〇〇年から一六一二年までは、一航海毎に解散される個別的航海企業を営む制限的合本企業(註二)(limited joint stock)という先駆的会社形態をとった。ついで四カ年の四航海のあいだは解散しない継続的企業として一六一三年に第一次合本が生まれ、第二次から第四次にいたる合本企業ならびに一六五〇年の合同合本企業(united joint stock)が生じた。これはその後に見れる永続的な合本企業への過渡的段階であった。そして據頭するマニユファクチュア資本家と自営農民ならびに東インド貿易の独占に反撃する自由貿易業者を背景としたクロムウェルが、一六五七年の特許状で、特定の貴族や富裕商人だけでなく、国民一般から出資が募集される「新一般資本」(New General Stock)を決定するに及んで、永続的な合本会社(Joint Stock Company)が設立された。会社機構も、出資者総会(General Court of Adventurers)を中心として民主化された。ついで一六六二年のチャールズ二世の「破産者に関する条例」の適用をうけて、合本会社としての東インド会社は、その有限責任制が確定し、近代的株式会社となった。それは特許状によるものであったので、公的合本会社(Public Joint Stock Company)と称された。一六八八年の名誉革命後、議会の会社に対する發言権が増大し、一六九四年には下院の決議で、イギリス市民は東インド貿易に従事する均等な権利を有するものとされた。これは会社の貿易独占権を制限するものであった。一六九八年には、議会は特許状で「イギリス東インド貿易会社」

(English Company trading to the East Indies) という新会社の設立を許したが、一七〇二年には新旧会社とも合併して「イギリス東インド貿易商人合同会社」(United Company of Merchants of England trading to the East Indies)と改名した。「東インド会社」(East India Company)という名称は、一八三三年に正式に採用されたが、右の合併新会社も一般に「東インド会社」と呼ばれるようになった。だが東インド会社は、前期的商業資本に対する新興産業資本の決定的勝利を反映する一八五五年の有限責任条例が、準則主義による株式会社の設立を法制化してからわずか三年で解散されてしまった。

このように、商業資本と産業資本の勢力交替の影響をうけて東インド会社は変転した。あるときは、商業独占や会社支配権をめぐる抗争において、王権やトリー党(Tory)と結んで、産業資本勢力を背景とする議會やホイッグ党(Whig)とはげしく闘った。だが日を経るにつれて東インド会社は、本国の産業資本やこれに従属する自由貿易商人に震撼せしめられた。しかし会社は、インドでは絶えず独占的で圧力的で強力な政治的経済的進出をつづけた。

ことに一七六〇年代から一八三〇年代までのイギリス産業革命期は、インドにとっては隷属化の嵐の時期であった。この期間に東インド会社は、まずプラッシー戦役(Plassy, 一七五七年)、ブクサー戦役(Buxur, 一七六四年)でベンゴール地帯からフランスを排除した。一七六五年にはムガル帝からベンゴール、ビハール、オ

リッサの「租税徴収権」(Dewanee)を獲得した。ここにおいて会社は、単なる貿易商業団体からインド統治を行なう政治、軍事団体に転化しはじめた。この時期以降、東インド会社が一八一三年にイギリス・インド間貿易の独占を廃止され、一八三三年に貿易独占権を完全に剝奪され、この年に国王から委任をうけて領土を統治する会社政府となり、ベンゴール総督がインド総督と呼ばれることとなるまでの時代は、領土拡張と経済進出が急速に拡大した前期的商業資本の絶頂期である。<sup>(註三)</sup> また一面においてそれは、独占的貿易から自由貿易への、商業資本主義時代から産業資本主義時代への移行準備期でもあった。

この移行準備期に明確な一線を画したものは、最初の世界恐慌である一八二五年に生じたイギリスの商業恐慌である。恐慌の波は、インドでは一八二九—三三年恐慌となって訪れた。この恐慌中に、インドで営業していた数多くの貿易商社が倒産した。かれらはその頃、代理商社(agency house)と呼ばれていた。<sup>(註四)</sup> この代理商社の破産の廃趾に、新しい代理商社が再生した。新興した。<sup>(註四)</sup> 新代理商社中には、一八三三年以後、インドに植民地貿易利潤を求めて現地で自由貿易業者としての経験を重ねたものもある。これらの新代理商社が、植民地企業利潤を求めて進出してくる本国産業資本と結合したもので、これが経営代行商社である。すなわち本国産業資本が、インドでの企業経営を新代理商社に代行せしめた制度が経営代行制度であり、経営を代行する者が経営代行商社である。<sup>(註五)</sup> この制度の発

イギリス東インド会社と経営代行制度の前期的形態

達は、インドの経済時代区分と軌を一にしている。一八三三年ないし一八五〇年代初頭までが生成期、それ以後から前世紀末葉までが確立期、独立までの今世紀が発展期、独立後は衰退期である。

それで経営代行商社の起源を探求するとすれば、その生成期の新代理商社ではなく、それ以前の旧代理商社にまで遡らねばならない。旧代理商社こそが経営代行商社の前期的形態である。つまり前期的形態としての代理商社は、前期的商業資本たる東インド会社の経済活動を背景として活躍したのに対し、新代理商社はインドの産業革命開始とイギリスの産業革命以後とを背景にしている。両者の歴史的性格の相異は、それぞれの発事情を対比させることによつて明白となる。

経営代行制度をはじめて著書で論じたアンステール女史は、つぎのようにその生成と発展を述べている。

『インドの外国貿易や大規模工業に關係のある企業組織の著しい特徴は、大抵の貿易商社が、専門化していないで、多種多様の商品を取扱い、また欧州人が出資し支配する栽培企業その他の工業的企業の大半を實際上経営していることである。この後者の制度は、「経営代行制度」として知られているが、インドに広くみられる特殊な環境から生じた。インドでは外国貿易は、そこに決して永住することのない外国人が、これを発展させた。東インド会社は、前期的な外国貿易業者の例にならただけであった。そして商業組織の既存の形態を利用した。一機関としての同会社が、貿易を漸次に減じて、

最後に（一八三三年後）全くこれを廃止するや、貿易業者としての同会社職員の地位にとつて代つた者は、個人商人であつた。後者はまた既存の制度を引きついだ。この商人達は外国貿易を営んだが、内陸貿易には過激な干渉をしなかつた。東インド会社のもとでは、政策と組織にある程度の継続性が維持されたが、個人商人にとつては、この目的の達成は困難であつた。株式会社——通常、ロンドンに本店を有するポンド資金のイギリス系会社——が、尤も会社組織は継続性を一段と強めがちだが、個人商社、組合（partnership）に次第に代つたとき、この継続性は、それぞれの商人のインド滞在期間の短縮とさらに頻繁なイギリス訪問とで、部分的に中断された。商業が拡大し、大企業企業が着手されるにつれて、欠くことのできない政策の継続性と効果のある指導や経営をつづけることは、ますます困難になつた。その上、ロンドンに本店を置くイギリス系会社は、現地事情について直接に知っているインド駐在経営者のサービスを確保する必要があつた。このようにして経営代行制度は、新会社が設立されると、この新企業の実際上の経営を、旧来からの有名な商社に引きわたすことから生じた。この商社は、続々と手数料制で、「経営」を引きうけるようになり、代行してやっている種々の会社の「経営代行業者」と呼ばれるようになった。

これとは別に経営代行制度は、非公開企業が何らかの理由で公開会社になる場合に導入された。たとえば、廃業した商人が、その事業にいくらか関係をつけておきたいとすれば、自分で会社を設立

し、有名な代行商社にその実際上の経営を引きわたしておけば、かれの利害関係が最もよく代表されることになると思うのも当然だつたのである」<sup>(註六)</sup>

右の引用文で明らかのように、経営代行制度の発生は、多角的な政治経済的意義を有する一八三三年という年度以降において、イギリス系の植民地商業資本家が、不在がちな本国産業資本家の会社企業経営を、実際に代行したことにある。そしてアンステー女史のいう経営代行者たる個人商人は、後に組合組織、非公開会社または公開会社という組織形態に発展していった。ともかくも経営代行制度は、その歴史の当初から、イギリス本国とインドという地理的条件下での、不在産業資本家と現地商業資本家の結合による植民地利潤の創出と送金の制度である。したがって被代行会社の企業利益と経営活動の全側面とから、「手数料制」の名のもとで収奪するその寄生的性格も、現地商業資本家の植民地的商人性に因るのである。

これに対して、一八三三年以前の旧代理商社はどのようにして起つたのであろうか。一八三三年三月二四日のイギリス下院東インド会社調査委員会において、当時の大代理商社であつたアレキサンダー商会（Alexander & Co.）の組合員ブラッケン（Bracken）はつぎのように証言している。

「代理商社は、主としてかつて東インド会社の職員および軍人であつたジェントルマンが設立した。かれらは商業の方が自分の性質に適しているとなし、許可を得てその職を辞し、代理業および商業

を営むにいた<sup>(註七)</sup>った。……

代理商社は、もちろんそれぞれの勤務に携わる幾多の友人と知己とを有し、その人々は自己の貯蓄をかれらに預金した。その資金をかれらは、他人に貸付け、あるいは自ら商業のために使用した。代理商社は事実上、最初は資本の所有者たるよりも、むしろ資本の配分者であった。かれらは普通の商取引における手数料と金銭貸借の利鞘とによって利得をおさめた。時の経つにつれて商業に成功し、多くは大資本の所有者となり、インドにその大部分を残してイギリスに引揚げた<sup>(註八)</sup>。

右によれば、代理商社は東インド会社の前職員の創設したものであり、会社との関係は何か密接なものがあつたことを暗示している。つぎに現職員や知人の預金を受入れ、これを他人に貸付ける銀行業務を営み、商業や代理業も兼営していた。かれらは成功すると、多額の財産をインドに残してイギリス本国に引揚げたというが、その財産の運用の委託をうけた者は、後述のように未だ現地に残っている同業者であつた。すなわち代理商社は、不在資本家のために財産運用の委託と残された企業の代行とをすでにこなしていたのである。ここでも不在資本家と現地資本家は結合している。しかもイギリス本国に帰った不在資本家は、かつての同業の代理商社から、インドでの資産運用による利潤の送金をうけることができた。後年の経営代行商社の歴史的性格が、ここに早くも代理商社のこの結合的性格のうちに胚胎している。だがかれらは、手数料と利鞘だけで巨

イギリス東インド会社と経営代行制度の前期的形態

額の大資本の所有者となりえたのではない。一九三一年のインド中央銀行調査委員会報告書が「経営代行制度は、金融業、工業およびその他の業務を併せ営んでいた大貿易商社 (Large trading house) から発達したようである」と述べている<sup>(註九)</sup>大貿易商社は、旧代理商社のことを意味している。したがって代理商社は、貿易、金融、工業、商業および代理業等をすべて兼ね、東インド会社の植民地活動を背景として、これらの業務によって多額の植民地利潤を得たのである。グリーンバークによれば、「東洋との、すなわち清国やインドとのイギリス人の私的貿易の特色のある単位は、代理商社であつた。この種の商社は、主として貿易商社であつたが、また銀行家、ビル・ブローカー、船舶所有者、保険代理店、東インド会社の御用達等として行動した<sup>(註一〇)</sup>」とのことである。インド監と阿片および沿岸貿易は、この私的貿易業者に新しい道を開き、一八〇三年には代理商社数は二九に達したといわれている<sup>(註一一)</sup>。

だがこれより早く一七九〇年には、カルカッタの代理商社は、過半数はイギリス系代理商社であつたが、すでに一五社を数え、この頃までにベンゴールにおいて地位を確立していたのである。そのうちの最も有力な商社は、ファークソン・フェアリー商会 (Ferguson, Fairlie & Company)、パクストン (Paxton)、ロッカレル・デライル (Cockerell and Delisle)、ランバード・ロス (Lambert and Ross)、コルビンス・バゼット<sup>(註一二)</sup> (Colvins and Bazett)、ジュセフ・バレット (Joseph Barreto) であつた。かれらは

近隣貿易 (country trade) を支配し、インド藍と製糖に融資をなし、会社政府の請負契約を独占し、カルカッタにおける三つの銀行、すなわち一七七〇年設立のヒンドスタン銀行<sup>(註一三)</sup> (The Bank of Hindostan)、一七八四年設立のベンゴール銀行 (the Bengal Bank)、一七八六年設立のインド一般銀行 (General Bank of India) ならびに四保險会社 (Old Calcutta Insurance Company, Calcutta Insurance Company, Bengal Insurance Company, Asiatic Equitable Insurance Company) を経営し、公的証券を投機した。またこれらの代理商社は、東インド会社商船隊の指揮者や士官の本国向け私的貿易を取扱い、外国会社宛の手形を売り渡し、冒險貸借 (Respondentia) を契約した。かれらは、その送金手形を集めて、資金を供給してくれる取引先をロンドンにもっていた。代理業務はかれらにとって余り重要な仕事でなかった。<sup>(註一四)</sup>

右述のように一七九〇年頃の代理商社は、貿易商社から発足したとはいうものの、東インド会社政府との密接な人的関係を利用して、銀行、保険を営み、証券投機も行ない、会社職員の私的貿易にも関与し、外国為替による送金業務も行なうという植民地経済活動の重要な機能をすべて兼ねる植民地的貿易金融業者 (colonial merchant banker) であった。おそらくかれらの有力なロンドンの取引先は、東インド会社の理事を勤務し、一七九〇年頃には独立後のアメリカとの貿易金融をも営むイギリス最大の貿易金融業者 (merchant banker) たるバaring・ブラザーズ商会 (Baring

Brothers & Co.) であったと考えられる。このようなかれらのインドにおける経済基盤の確立およびイギリス本国とインド間の経済的紐帯の達成を直接に促進したものは何であつたらうか。それは、一七八八年、ベンゴールにおける一、三〇〇名に達する東インド会社職員が、本国政府の貿易局 (Board of Trade) の管轄下にある<sup>(註一五)</sup> 会社職員以外はすべて、私的貿易を禁止されたことにある。それまでは会社職員は、一方において高額の俸給を会社から支給されて会社の業務に従事しながら、近隣貿易を個人の資格で行なうという二重の機能を遂行していた。私的貿易の禁止は、代理商社をしてこの部面を自由に行わしめ、支配せしめるにいたつた。そして「アメリカ独立戦争 (1775-83) の終末までには、代理商社は近隣貿易をその専門領域、すなわち会社より大きい独占内の独占」とすること<sup>(註一六)</sup> ができた。

また会社政府は、全面的に代理商社と接触するようになった。たとえば会社は、阿片、塩、軍需物資の請負契約、広東またはインドの他の省政府に対する送金、会社の工業投資または戦費のための国庫支払指図状 (treasury order) または国庫債券 (treasury bond) の発行等を代理商社に依存したのである。<sup>(註一七)</sup> したがって代理商社は、自由商人といっても純粋な自由商人ではなく、東インド会社と不可分の関係にある私的商人であった。

以上のようにして代理商社は、東インド会社と形影をともにしながら、巨額の利潤を入手したのである。一部の代理商社は、一七七

〇年に、すでにヒンドスタン銀行を設立するほどに成長していたことを考えれば、この頃には、代理商社の発達史からみれば、揺籃期を脱して発展期に入っていたものと思われる。それでは代理商社の発生または起源はいつ頃であろうか。カルカッタ大学のトリパンは、つぎのように述べている。<sup>(註一八)</sup>

『代理商社のはじまりは、巨額の富の蓄積に成功して帰国した者(Nabobs)の全盛期にまで遡る。その当初の資本は、直接間接的に、金のなる木(pagoda tree)からきた。代理商社の大半は、現職の後継者の信頼をうけ、その貯蓄を預る東インド会社の前職員によって運営された。パーウエル(Barwell)の如き塩請負人、パクストン(Paxton)の如き阿片代理人またはサムナー(Sumner)の如き徴税吏は、同じ籠に卵を全部入れることを好まなかった。自分の利得額とか所得方法を会社に知られたくなかった。かれは自分のバニアン(banian)または「悪質のゴマスター」(black gomaster)<sup>(註一九)</sup>の背後で働き、財産をダイヤモンドで送ることを好んだ。それが不可能なときは、オランダ人、デンマーク人および悪魔(Devil)に託し、それから東インド会社の欧州宛手形に投じ、残りを代理商社に預けて、近隣貿易とかインド監もしくは政府に対する高利の貸付に投資させた』と。この引用によれば、会社職員の代理商社への預金は、かれらの利得の一部にすぎない。したがって会社の請負人、代理人、徴税吏のように会社職員でありながら、一方において私的取引を行なった者の利得が、如何に多額であったかは想像

イギリス東インド会社と経営代行制度の前期的形態

できる。かれらの利得は、バニアンやゴマスターを表面に立てて、かなり不当な方法によって得られただけに、会社に知られなくなつたのである。かような利得行為は、インドにおける植民地的侵略として史上で最も悪名をはせたヘスチングスの時代、およびそれ以前のクライブがベンゴール等の租税徴収権を獲得した一七六五年後に盛んになったのであろう。東インド会社が従来のもガール帝国のナボブ(Nabob)に代って、統治団体への第一歩を印し、インド統治の権力を掌握したからこそ、これを背景とする苛酷な利得行為が、「金のなる木」として可能であったのである。したがって巨額の利得を得た東インド会社職員が、その職を辞して、さらに自由な私的商人として代理商社を結成するか、あるいは富の一部を代理商社に託して帰国する等のことは、<sup>(註二〇)</sup>租税徴収権の獲得後にはじまると考えられよう。

経営代行制度の前期的形態は、前述のようにして発生し、一八世紀末までにその歴史的性格を形成していった。代理商社は、租税徴収権獲得後のクライブ・ヘスチング時代の急激な政治的経済的インド進攻の時期に、東インド会社と結合して巨額の植民地利潤を獲得し、これを基盤とした。本国への送金業務は、代理商社が貿易業を主軸とする関係上、重要な職能であった。それは利潤の獲得と送金の過程を繰返して成長していった。経営代行商社の母体となつた一八三三年後の新代理商社と右の旧代理商社とが異なる一点は、つぎのようである。前者は本国産業革命の影響をうけて、資本を携えて

インドにくる産業資本と植民地商業資本との結合である。これに対して、後者の旧代理商社、すなわち前期的形態の代理商社の特質は、当時の重商主義者の貿易差額の理論が証明するように、東インド会社と形影をともにするインドでの前期的商業資本の利潤の創出とその本国向け送金、およびインドに残留された資本の一層の利潤追求と送金とにある。両者の共通点は、歴史的背景を異にするとはいうものの、発生的には、貿易業務と貿易金融を中心として諸資本の機能を兼ねていることにある。一方旧代理商社は、植民地的貿易金融業者 (colonial merchant banker) として本国の国際的貿易金融業者 (international merchant banker) との連繫をいち早く現わした。だが新代理商社に経営代行業者は、漸次に擡頭してくる近代的金融機関に、すなわち為替送金業務は為替銀行、短期商業金融は株式銀行、国庫送金は帝国銀行または連邦準備銀行に譲って、企業経営の代行を中心とする貸付資本、商業資本、証券取引資本の融合形態に転化したのである。しかし旧代理商社も、経営代行商社も、それぞれの時代のインド経済機構の中核的地位を占めていたことには変りがない。これに関連して指摘すべき点は、右のような経営代行制度の前期的形態たる旧代理商社が、東インド会社と結合して、貿易、金融、商業、工業による植民地利潤の獲得とその本国向け送金とによって、イギリスの数次の戦争に要した財政的出費を助け、また本国の産業革命を推進するのに資するところがあつたと考えられる事実である。<sup>(註二)</sup>

(註一) イギリス資本主義支配下のインド経済の時代区分は、(1) 一六〇〇年から一八三三年の東インド会社貿易独占権の完全廃止までの商業資本時代、(2) 一八三三年から一八五〇年代初頭までの産業資本の生成期と五〇年代後半から前世紀末までの発展期、(3) 一九〇〇年代初頭から一九四七年のインド独立直前までの金融資本時代に分けうる。また商業資本時代の東インド会社は、(1) 一六〇〇年から一二年までの個別的航海企業期、(2) 一六一三年から一七五〇年代前半までの居留地貿易期、(3) 一七五七年のブラッシー戦から一八三三年までの貿易独占機関から統治機関への移行期の三期に分けることができる。

(註二) 個別的航海企業を営む合本企業 (Joint Stock) は、制規組合 (regulated company) か先駆的会社か、また制限的合本企業かについては、大塚久雄著「株式会社発生史論」第四章、二、三節参照、また A History of British India, by Sir W. W. Hunter, Vol. I, 1899, p. 258 参照、高名なインド史研究家ハンターは、個別的航海企業を営む最初の東インド会社を、「中世的ギルドと会社法による近代的商事団体とをつなぐ中間的形態たる制規組合の完全な型」と述べると同時に、「有限责任合本企業 (limited liability and joint stock) の初期形態」とも述べている。

(註三) ブラッシーとブクサール戦の指揮者はクライブ (Robert Clive) であり、かれは一七五八—一七六〇年、一七六五—一七六七年に

ベンゴール知事となり、その軍事的強権的インド侵出の諸結果は、一七七〇—一七一年のベンゴール大飢饉となった。かれの軍事行動の時期は七年戦争(1756—63)と重なっている。一七七二—七四年にベンゴール知事、一七七四—八四年に初代ベンゴール総督であったヘスチングス(Warren Hastings)の一二年間の施政は苛酷なインド侵略をもって有名である。この時期にアメリカ独立戦争(1775—83)が起きている。以上の時期はまたクライブ・ヘスチングスの時代といわれている。ヘスチングスは本国世論の非難をうけて本国に召喚、起訴されたが、その後をついで、一七八一年にアメリカ独立戦争でワシントンに降伏したコーンウォリス(Charles, First Marquis Cornwallis)がベンゴール総督(1786—93)となって緩和政策を行なった。その後ショーア(Sir John Shore, 1793—98)を経て、欧州でナポレオン戦争(1798—1815)のついでにあらあだだ、歴代の総督となったモーニングン(Earl of Mornington, 1798—1805 後で Marquis Wellesley と改名)、『ノーロー(Sir George Barlow, 1805—07)』、『ミント(Lord Minto, 1807—13)』、『ホイリ伯(Francis Hastings, Earl of Moira 後で Marquis of Hastings と改名。1813—23)』、『アムハーメスト(Lord Amherst, 1823—28) 等は、インド奥地とインド周辺地方への軍事的膨脹に成功した。これによってメンテインク(Lord William Bentinck, 1828—35)が総督となる前に、ほぼ植民地インド帝国ができ上がり、かれはこのインド支配を

イギリス東インド会社と経営代行制度の前期的形態

、確立するための内政整備に努めた。「印度統治機構の史的概観」参照、戸野原史朗著、満鉄東亜経済調査局刊、昭和一七年。(註四)「印度概観」、拙稿、「第一〇章 金融」、六五九頁参照。昭和一八年、満鉄東亜経済調査局刊。

第二次大戦後のインド経済学者の見解はつぎのようである。「これらの代理商社の廃虚にイギリス資本家の新しい企業組織が起った—経営代行制度—これはインドの工業発展を先導し、以て新時代の到来を告げた」。Trade and Finance in the Bengal Presidency (1793—1833), by Anales Tripathi, 1956, p. 240.

『経営代行制度は、旧「代理商社」の廃虚に起った。この過程は、一八三三年の特許条例によって、かなり促進された。同条例は、東インド会社の送金取引や対支貿易独占権を廃止し、インドを産業革命の全面的な衝激にさらした』。The Managing Agency System in Prospect and Retrospect, by S. K. Basu, 1958, p. 2.

「経営代行制度はほとんど一世紀四分の一のあいだ存在して、しかもなお、組織や機能の初期の特質をとどめてゐる」。The Managing Agency System, by National Council of Applied Economic Research, 1959, p. 3.

(註五)一八三〇年代後半以降の新しい代理商社(agency house)が、いつ頃から経営代行商社(managing agency house)と改

れるようになったかは明らかでない。一九一八年に刊行された「インド工業委員会報告書」(Indian Industrial Commission, 1916—18, pp. 8—9) なる agency firm なる agency house の用語を使用した managing の語を冠しながら経営代行商社の意味に使っている。経営代行制度を最初に論じたボンヌター女史の一九二九年初版「インドの工業発展」なる managing agent system, managing agent, managing agency の用語を使用したもの。(The Economic Development of India, by Vera Anstey, 1929 and 1952, pp. 112—115.) また一九二〇年代の managing の語を冠するものはたゞたゞのものと異なる。(註六) Anstey, pp. 112—13.

(註七) Quoted from “Early European Banking of India,” by H. Sinha, 1927, pp. 173—4.

(註八) Parl. Papers, 1831—32, X, Pt. II, App. 3, p. 496; Quoted from “Development of Capitalist Enterprise in India, by Daniel H. Buchanan, 1934, p. 160.

D・ロブカナン著、岡倉古志郎訳「印度の近代工業」東亜研究叢書刊行会編訳、二四七頁。

(註九) The Indian Central Banking Enquiry Committee, 1931, Vol. 1, Part II—Minority Report, p. 331.

(註一〇) Economic History of Bengal, Vol. 1, by N. K. Sinha, 1956, p. 90. British Trade and the Opening of

China (1800—42), by M. Greenberg, Formerly Fellow of Trinity College, Cambridge, 1951. p. 144.

(註一一) N. K. Sinha, p. 90.

(註一二) The Bengal Calendar and Register, 1790, pp. 113—38; Quoted from “Trade and Finance in the Bengal Presidency (1793—1833),” by Amales Tripathi, 1956, p. 11.

(註一三) インドスタン銀行は、ボンキサンダー商會が設立したインドを初め最初の民営銀行であったといわれている。だが同銀行は、独立した銀行ではなく、ボンキサンダー商會の出納部 (counting house) であったという説がある (Early European Banking in India, by H. Sinha, 1927, pp. 4—5)。

またインドスタン銀行以前に政府系銀行が一六八八年にマドラスに設立され、半政府系銀行が一七二〇年にボンベントで設置されたという説がある (Joint Stock Banking in India, by D. S. Savkar, 1938, p. 21)。

しかしインドスタン銀行は最初の民営銀行であったことは今日までの史実上明白である。仮に独立した組織的銀行でなく、実質上一代理商社の出納部に類するものであったと称しても、著名な初期銀行業の文献たる Rise Progress and Present Condition of Banking in India, 1863, by C. N. Cooke. なるボンベント商會という代理商社が、一時インドスタン銀行の組合員 (partner) であったという事実を明らかにしている由である。おまへ同銀行は組合組織 (partnership) であったろう。だから実

質上は出納部に類するものであつても、その組織は代理商社の組織とは別個のものであつて、代理商社アレキサンダー商会の単一組織内に属する出納部でなかつたものと思われる。だからインドスタン銀行は、アレキサンダー商会の完全な経営支配下にある金融部門の独立的組織であつたとみなすのが妥当である。

(註一四) Amales Tripathi, p. 11.

(註一五) Amales Tripathi, p. 12.

(註一六) Amales Tripathi, pp. 11—12.

(註一七) Amales Tripathi, pp. 11—12.

(註一八) Amales Tripathi, pp. 11—12.

(註一九) バニアンおよびゴマスターは、会社職員の手先となつて原住民と接触し、取引したインド人の仲買人。

(註二〇) Amales Tripathi, pp. 11—12.

資本の一部をインドに残して帰国する理由としては、そこでの利子が高く、イギリス本国におけるよりも、リスクは多かつたが、投資収益が多額であつたからであるといわれている。そして代理商社組合員のうちで、同僚に自己の資本を託して本国に帰国した事例は、その者の名前が消えたり、あるいは代理商社の名称が変更されたりしている事実からも、これを知りうる。たとえば、フェアリー・ギルモア商会 (Fairlie, Gilmore & Co.) は、一八一一年にフェアリーが帰国後、その名前が残つてはいるが、フェアリー・ファートグソン商会 (Fairlie, Ferguson & Co.) となり、

イギリス東インド会社と経営代行制度の前期的形態

一八〇三年のコッカレル・トレイル・バルマー商会 (Cockerell, Trail, Palmer & Co.) は、一八〇六年にトレイル・バルマー商会 (Trail, Palmer & Co.)、一八一〇年にバルマー商会 (Palmer & Co.) に変わり、ガーディナー・アレキサンダー商会 (Gardiner, Alexander & Co.) は、一八〇五年にアレキサンダー商会に変更された。Trade and Finance in the Bengal Presidency, (1793-1833), by Amales Tripathi, 1956, p. 143.

(註二一) イギリス産業革命と東方貿易 (Eastern trade) との関係について述べたグリーンバークの次の見解は、示唆に富んでいる。「世界市場の創出は、一九世紀におけるイギリスの産業発展の不可欠的要素であつた。産業革命について、技術と組織の国内的变化に専ら意を注ぐ歴史家は、輸出商人が、大規模の動力利用産業の発展上、マニユファクチュラーと同じように重要な人物であつた事実を忘れがちである。まことに東方貿易は、輸出の一分野に過ぎず、その点において最大の輸出分野ではなかつた。この見地からすれば、東方貿易の重要性は、それが吸収し得たイギリス製造工業品の絶対額にあるのではなく、国内市場が沈滞したときに、それが新機械を操作しつづけるのに必要な余剰生産物を消化することにある」。British Trade and the Opening of China (1800—42), by Michael Greenberg, 1951, pp. x—xi.

(附記) 本稿は、「東インド会社の内外商業政策、工業政策、土地政策、財政金融政策と代理商社」に関する論究の序章である。